

議案第 14 号

兵庫県市町村職員退職手当組合規約の一部変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、兵庫県市町村職員退職手当組合規約の一部を別紙のとおり改正することについて、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

平成 25 年 2 月 27 日提出

加西市長 西 村 和 平

兵庫県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約

兵庫県市町村職員退職手当組合規約（昭和 30 年兵庫県告示第 197 号の 12）の一部を次のように改正する。

別表第 1 号表中「、宍粟環境事務組合」を削り、「北はりま消防組合」の次に「、西はりま消防組合」を加える。

附 則

この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(審議資料)

宍粟環境事務組合が平成 25 年 3 月 31 日付で解散すること及び西はりま消防組合（構成団体 相生市、たつの市、宍粟市、太子町及び佐用町）が平成 25 年 4 月 1 日付で設立されることに伴い、兵庫県市町村職員退職手当組合規約を変更することについて、議会の議決を求めるもの。